

答 申 書

諮問第12号

令和7年10月30日付けの公文書不存在による請求拒否決定（昭教学総第212002号）に対する審査請求について

1 審査会の結論

昭島市立光華小学校PTA（以下「光華小PTA」という。）の残余財産の現状の権利関係及び管理状況がわかる資料（以下「本件文書」という。）は存在しないとして請求拒否とした決定処分に係る審査請求は、棄却を相当とする。

2 審査請求及び審査の経緯

審査請求人〇〇〇〇氏（以下「審査請求人」という。）は、令和7年10月27日付けで、昭島市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、本件文書について昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号。以下「条例」という。）に基づき公文書開示請求を行った。これに対し、実施機関は、同月30日付けで、本件文書は存在しないとして請求拒否とする決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、公文書不存在による請求拒否決定通知書により審査請求人に通知した。

審査請求人は、本件処分を不服とし、令和8年1月16日付けで実施機関に対して本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

実施機関は、同年2月18日付けで弁明書を審査請求人に送付した。その後、当該弁明書に誤りがあったため、弁明書を修正し、審査請求人は、同年3月5日に修正後の弁明書を収受した。

当審査会は、同年2月18日付けで実施機関から条例第12条第3項の規定に基づく諮問を受けたため、審査手続として、5（1）のとおり、本諮問案件についての審査を行った。

審査請求人は、同年3月19日付けで実施機関に対して弁明書に対する反論書（以下「反論書」という。）を提出した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

（1） 公文書該当性について

光華小PTA解散後の財産管理について、当時の昭島市立光華小学校副校長（以下「副校長」という。）が清算人として通帳等を管理しているのは、職務上において行っているものであり、作成又は取得した文書等があれば、公文書に該当し、公文書開示請求の対象にはなるはずである。学校の金庫で管理していることや昭島市立光華小学校長名（以下「校長名」という。）で審査請求人宛の通知文を作成していること等を踏まえると、職務外ではなく職務上行っていると考えられる。

また、昭島市立学校の管理運営に関する規則（昭和47年昭島市教育委員会規則第1号）第10条の6第1項第2号の学校関係団体の会費に該当するのであれば、PTAの財産を職務で扱うことになるのであって、公文書に該当するはずである。

実施機関が主張している、PTAの財産を職務で行うことがないという主張は、公文書の範囲の捉え方の前提として誤っている。

（2） 本文書の存否について

公文書について、正しい認識をもって、文書を検索し、該当があるならば、決定を取消しの上、開示を求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書及び令和7年度第4回審査会における説明聴取等で次のように主張している。

（1） 公文書該当性について

PTA活動は、学校とは別の任意団体であり、PTAが独自に作成及び管理する文書は、学校管理下ではなく、職務外で関与しているため、審査請求の請求する対象文書は、公文書に該当しない。

（2） 本文書の存否について

正しい認識のもと、公文書を検索した上で、審査請求人が開示を求める公文書は不存在である。

5 審査会の判断

（1） 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和8年2月18日	諮問（実施機関から弁明書の写しを収受）

令和 8 年 3 月 4 日	実施機関職員から説明聴取等 (令和 7 年度第 4 回審査会)
令和 8 年 3 月 24 日	実施機関から審査請求人より提出された反論 書の写しを収受
令和 8 年 4 月 23 日	審議 (令和 8 年度第 1 回審査会)

(2) 審査会の判断

当審査会は、条例に基づき、審査請求人及び実施機関双方の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 公文書該当性について

公文書開示請求の対象となる「公文書」については、条例第2条第2号に規定する「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの」という要件を充足する必要がある。また、「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいうと解される。

この点、PTAは、学校とは別の任意団体であるため、当該団体が作成した文書は、公文書には該当しない。

また、審査請求人が主張するように、PTAの財産について学校側が管理すること自体がありえないわけではなく、昭島市立光華小学校（以下「光華小」という。）の金庫で管理していることや校長名で審査請求人宛の通知文を作成していること等を踏まえると、職務上関与しているようにも見える。

しかし、副校長は、昭島市立光華小学校PTA会則第11条3.の規定により光華小PTAの事務局を担っているものの、これは、職務外の行為に該当すると言える。さらに、光華小PTAの事務局の立場にある者として、光華小PTAの事実上の解散後の財産管理につき、事実上の事務局の立場として行っているのであって、副校長の職務上の立場で行っているわけではない。

なお、令和7年12月25日付けの「旧PTA会費残金の執行について」は、昭島市立光華小学校長（以下「校長」という。）が、従前に光華小PTAの事務局を担っていた立場として発出したものであって、校長の職務上の立場で発出しているわけではない。

また、解散前の光華小PTAの会費については、会員が会費を持ち寄り、会計が受け取った上で、口座に入金していたのであって、解散前に校長と光華小PTA間に委任関係があったわけではなく、昭島市立学校の管理運営に関する規則第10条の6第1項第2号の学校関係団体の会費には該当しない。

したがって、審査請求人が請求した文書については、職務上、取得

した文書にも当たらないため、公文書の要件は満たしていない。

イ 本件文書の存否について

解散後の光華小PTAの財産管理は、副校長の職にあった者が事実上の光華小PTA事務局の立場で行っているものであり、仮に事務局の立場でそれに関する資料を作成し、又は取得した場合であっても、当該文書等は、公文書に該当しないため、公文書開示請求の対象とならない。

なお、光華小が光華小PTAから収受した文書の存否については、前記4(2)のとおり、実施機関は、その存在を確認することができなかったと述べ、当審査会としても、審査請求人が主張する「正しい認識をもって文書の検索を行い」を踏まえた上で、令和7年度第4回審査会において、実施機関から意見を聴取したが、このことを疑わせるに足りる心証を得るには至らなかった。

ウ 結論

したがって、本件文書は不存在であると認められるため、本件処分は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

昭島市情報公開・個人情報保護審査会委員

委 員 名	摘 要
出 雲 明 子	
金 子 秀 夫	副会長
柴 田 邦 臣	
下 里 和 夫	
山 口 昭 則	会長